

第10次鳥獣保護事業計画(案)に対する意見

番号	項目	意見	対応区分	対応内容
1	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	保護区等の設定については、地元の狩猟者の意見を聞いてほしい。	説明	鳥獣保護区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係市町、農林水産団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めます。
2	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	猛禽類や渡り鳥のための地区の設定が少なく、次の地域を鳥獣保護区に設定することを要望します。 地域：藤原岳山頂より南西に伸びる多志田川から南、東海自然歩道の西側治田峠まで、南は山条までを含む地域 理由：イヌワシ、クマタカの繁殖地	検討	関係市町と調整をはかり、利害関係者の理解が得られれば鳥獣保護区を指定するよう検討します。
3	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	猛禽類や渡り鳥のための地区の設定が少なく、次の地域を鳥獣保護区に設定することを要望します。 地域：揖斐川、長良川の県境より河口まで 理由：水鳥の集団越冬地、数万羽のツバメのねぐら	検討	関係市町と調整をはかり、利害関係者の理解が得られれば鳥獣保護区を指定するよう検討します。
4	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	猛禽類や渡り鳥のための地区の設定が少なく、次の地域を鳥獣保護区に設定することを要望します。 地域：野登山蛇谷両側斜面 理由：多様な鳥類の棲息地	検討	関係市町と調整をはかり、利害関係者の理解が得られれば鳥獣保護区を指定するよう検討します。
5	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	猛禽類や渡り鳥のための地区の設定が少なく、次の地域を鳥獣保護区に設定することを要望します。 地域：木曾岬干拓地 理由：チュウヒの繁殖地、猛禽類の棲息地、数万羽のショウドウツバメの渡りの中継地	検討	関係部局及び関係市町と調整をはかり、利害関係者の理解が得られれば現在指定している銃猟禁止区域を廃止し、鳥獣保護区を指定するよう検討します。
6	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	猛禽類や渡り鳥のための地区の設定が少なく、次の地域を鳥獣保護区に設定することを要望します。 地域：五主海岸周辺鳥類の生息地 理由：水鳥の集団越冬地、シギ、チドリなどの渡りの中継地点	検討	関係市町と調整をはかり、利害関係者の理解が得られれば鳥獣保護区を指定するよう検討します。
7	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	猛禽類や渡り鳥のための地区の設定が少なく、次の地域を鳥獣保護区に設定することを要望します。 地域：安濃川の河口から芸濃町市場までの河川敷およびその周辺およそ300m 理由：冬の猛禽類の棲息地、鳥類の越冬地	検討	関係市町と調整をはかり、利害関係者の理解が得られれば鳥獣保護区を指定するよう検討します。

番号	項目	意見	対応区分	対応内容
8	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	櫛田川河口域は、三重県でも有数の干潟であるにもかかわらず、指定猟法禁止区域にはなっていますが、狩猟可能な地域です。鳥類の生息環境への影響が懸念されています。自然観察会をしている横を鉄砲を持った人が通ります。狩猟による事故防止の観点からも、河川の河口および後背地を鳥獣保護区に指定してください。 また、小規模でも河畔林も鳥獣が移動や生息に利用しているので、生息地回廊の保護区も積極的に指定してください。	検討	関係市町と調整をはかり、利害関係者の理解が得られれば鳥獣保護区を指定するよう検討します。
9	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	集団渡来地の鳥獣保護区が少ないと思います。松阪金剛川より南の海岸域は、三重県でも有数の干潟であるにもかかわらず、指定猟法禁止区域に成っていますが、狩猟可能な地域です。 近年では冬季でもマリンレジャーなど水辺に憩う人が増え、鳥類の生息環境への影響が心配されます。加えて鳥類への狩猟圧の影響も大きく、また狩猟による事故防止の観点からも、河川の河口および後背地を保護区に指定してください。 また、小規模でも河畔林も鳥獣が移動や生息に利用しているので、生息地回廊の保護区も積極的に指定してください。	検討	関係市町と調整をはかり、利害関係者の理解が得られれば鳥獣保護区を指定するよう検討します。
10	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	尾鷲市、紀北町の現在の禁漁区の期間延長を希望します。	説明	関係市町と調整をはかり、期間更新に努めます。 なお、尾鷲市、紀北町の鳥獣保護区は期間を更新する予定です。
11	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	休猟区の中には、地元民だけで狩猟を楽しむために、あえて休猟区として有害駆除申請をして狩猟をしている地域があると聞きます。 P15に「特例制度の活用」とありますが、どのような制度なのでしょう。休猟区に指定されても、「特例」で狩猟を継続されているのは休猟の意味がありません。 農林業被害があるならどの程度なのか厳しく調査を行い、そのうえで審査し、安易に有害駆除の許可を出さないでください。	説明	「特例」とは特定鳥獣保護管理計画のたてられた特定鳥獣について、特例休猟区では狩猟が可能となることです。 鳥獣による被害の状況を適正に審査し捕獲許可を行っています。
12	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	山野で錆びて判読不能のものや倒れた標識が放置されています。鳥獣保護員が巡回しているはずなのに何年経っても改善されないのは、行政の怠慢ではないでしょうか。	説明	更新も含め計画的に制札の整備を進めていきます。

番号	項目	意見	対応区分	対応内容
13	鳥獣の人工増殖及び放鳥に関する事項	鳥獣の人工増殖、放鳥獣は基本的に行うべきでないでしょう。たとえ同じ種であっても、現状の当該地域での遺伝的多様性を維持すべきで、外部から(例え国内からであっても)個体を導入すべきではありません。 野生鳥獣の増殖は自然のまま、あるいは餌となる植物を増やすなどの方法で行うべきでしょう。その増殖率に見合った狩猟のみを許可すべきです。また、狩猟区を作り人間の管理下に置くのも一つの方法でしょう。	説明	人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体としています。 鳥獣保護区に鳥獣の生息環境改善のための施設を設置する等の制度が創設されたことから必要に応じ検討します。 また、猟区許可については、他の鳥獣による被害が発生することも考慮する必要があるため慎重に検討します。
14	鳥獣の人工増殖及び放鳥に関する事項	以前よりキジの放鳥が行われていますが実際効果があるのか、足輪の回収がどの程度なのか、公表してください。 最近の鳥インフルとの発生とも関連し見直す時期にきていると思います。キジを国鳥に指定しながら狩猟の対象にし、放鳥を繰り返していることに同意しかねます。キジは雄も狩猟対象から外し、放鳥を行わないで下さい。 また、放鳥行為が、環境に良い事のようにマスコミに流すのは控えてください。	説明	鳥獣保護区等に放鳥を行ってきたこともあり、最近の足輪回収はありません。今後は、放鳥場所等の検討及び、より一層の協力を狩猟者に求めていきます。 鳥インフルエンザに関しては、育成先に対して、衛生管理の徹底や健康状態の確認を要請しています。 狩猟鳥獣の増加を目的として放鳥しているため、三重県からマスコミへの情報提供は行っていません。
15	鳥獣の人工増殖及び放鳥に関する事項	キジ放鳥につきましては、いまよりキジの羽数を増やしてほしい。	説明	狩猟税を主な財源として限られた予算内で実施していますが、より効果的な放鳥場所等を検討します。
16	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	くくりわなの輪直径12cm以内の基準の撤廃 直径が小さいため、農家による鹿の有害鳥獣捕獲が困難になるため。	修正	規制の目的がクマの誤捕獲防止であることから、クマの棲息数が少なく、捕獲範囲が限られていることやクマの出没状況の把握が可能なことから、「ただし、1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。」を追加します。
17	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	当地域はクマが生息している可能性は非常に低く、またイノシシ等による鳥獣被害防止のため、有害捕獲において輪の直径を定めないことを再度検討していただきたい。	修正	規制の目的がクマの誤捕獲防止であることから、クマの棲息数が少なく、捕獲範囲が限られていることやクマの出没状況の把握が可能なことから、「ただし、1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。」を追加します。

番号	項目	意見	対応区分	対応内容
18	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	「市町、獣医師及び専門家による放獣体制等の整備に努める。」を「市町、獣医師及び専門家との連携の下で放獣体制等の整備に努める。」に変更されたい。 変更を求める理由:クマの放獣体制等の整備については、三重県が主体性をもって取り組んでいただきたく、変更前の記述であれば体制整備を市町に押しつけるように受け止められる。	修正	放獣体制整備の主体が県とわかるように、「市町、獣医師及び専門家との連携の下で放獣体制等の整備に努める。」に修正します。
19	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	以前と異なり、国と県とで許可が錯綜し、学術捕獲など許可の条件が非常にややこしくなり、どこにどのような許可をえればよいのか戸惑いますし、窓口の係官も熟知していない場合があります。環境省とも協議し全国的にシステムを再検討すべきでしょう。 又、狩猟者1人当たりの狩猟許可数は決められていますが、狩猟した鳥獣の数を客観的に証明する手立てが必要だと思えます。	説明	学術研究の目的の捕獲許可は、国指定の鳥獣保護区、国で定めた希少鳥獣、国で定めた網又はわなについては、環境省中部地方環境事務所、それ以外は三重県庁環境森林部自然環境室で許可事務を行っています。県のホームページ等で狩猟や捕獲許可制度についての説明に努めます。狩猟による捕獲数は、狩猟者に出猟報告の提出を求め捕獲数捕獲場所等のデータの蓄積を行っています。
20	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	前年の被害発生の状況から予察捕獲を実施できるようにしていただきたい。 予察捕獲と被害防止捕獲を同時に行うことにより効果的な被害防止を図ることができる。 捕獲数を「必要数」とされたことと予察捕獲が実施できないことが矛盾しているのではないかと感じる。	検討	予察捕獲は実施しないこととし、農作物等の被害の著しい鳥獣については、被害を減少させるため特定鳥獣保護管理の策定を検討します。 被害の状況に応じ捕獲等数を決定するもので予察捕獲の実施とは矛盾しないと考えます。
21	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	有害鳥獣駆除は被害状況を詳しく調査し、慢性的に被害があるからといって安易に許可を出さないで下さい。 また、駆除がやむを得ない場合は、環境保全のための鉛弾を使用しないで下さい。	説明	第9次の計画から予察捕獲は実施しないこととており、被害状況を適正に審査し捕獲許可を行っています。 また、環境省により全国的な鉛中毒調査が行われることから、その結果を踏まえ、指定猟法禁止区域(鉛製散弾)の指定を検討します。
22	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	三重県において有害鳥獣捕獲の実績がほとんどないため記載の必要がないと思われるため、「ダイサギ、コサギ、トビ、」及び「ウソ」を削除されたい。	修正	「ダイサギ、コサギ、トビ、ウソ」を削除します。
23	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	狩猟期間前後15日間の不許可期間の撤廃 農業に対する鳥獣被害(猿・カラス)が当該期間に集中するため。	修正	登録狩猟との誤認防止であることから、「狩猟期間中及びその前後については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応するものとする。」に修正します。

番号	項目	意見	対応区分	対応内容
24	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	「捕獲計画」の意味を明確にしていきたい。予察捕獲ができないとP27にあるので予察捕獲計画の意味ではないと読み取れるが、捕獲計画とはどのような計画か明確にしていきたい。	説明	「捕獲計画」は実際に有害捕獲を行うためのもので、「捕獲を行う区域」、「捕獲を行う人数」、「捕獲を行う日時」等の実施計画です。
25	特定猟具使用禁止区域に関する事項	銃猟許可地区と住宅地域の接近に伴う危険性を排除するために、次の地域を銃猟禁止区域に設定することを要望します。 地域：津市近郊志登川から雲出川までの伊勢自動車道より海側全面 理由：住宅の多い地域地	検討	関係市町と調整をはかり、利害関係者の理解が得られれば既指定の特定猟具使用禁止区域(銃猟)を拡大するよう検討します。
26	特定猟具使用禁止区域に関する事項	銃猟許可地区と住宅地域の接近に伴う危険性を排除するために、次の地域を銃猟禁止区域に設定することを要望します。 地域：松阪から伊勢に至る鉛弾禁止区域	検討	関係市町と調整をはかり、市街地等の銃猟による事故発生のおそれのある区域について、利害関係者の理解が得られれば特定猟具使用禁止区域(銃猟)を指定するよう検討します。
27	特定猟具使用禁止区域に関する事項	近年、登山・ウォーキングブームで自然を楽しむ人が増加傾向にあります。登山案内書や県のホームページ(きらり千選でウォーキングコースが掲載されている)で紹介されている山野は、登山者・歩行者の安全確保のため銃猟・わな猟を禁止してください。 また、レジャーの多様化で年間を通じて水辺に親しむ人も増えており、河川・海岸・池など積極的に狩猟を禁止してください。	検討	関係市町と調整をはかり、利害関係者の理解が得られれば特定猟具使用禁止区域(銃猟、わな猟)を指定するよう検討します。

番号	項目	意見	対応区分	対応内容
28	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	<p>「第10次鳥獣保護事業計画(案)平成19年4月1日から平成24年3月31日まで(5年間)」45ページ第七章第一項基本方針6行目において、「各種調査の実施にあたっては、情報を…(国土標準三次メッシュ)を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図る。」とあります。この文面は第9次計画の38ページ第5、1基本方針6行目の「各種調査の実施にあたっては、情報を…標準化をはかる。」とほぼ同一です。両者の文面から読み取る限り、三重県では本案においても第9次と同一のメッシュ地図をもちいて同様の手法により「標準化を図る」ということが読み取れます。</p> <p>しかしながら、第9次事業計画中に改正施行された新「測地法」第11条第2項により、「地理学的経緯度は、世界測地系に従って測定しなければならない。」と法令によって規定されました。第9次事業計画策定時には「日本測地系」で地図そのものが作成されていたため、当然その情報は日本測地系による緯度経度を用いたメッシュで作成されているはずですが、また、三重県作成の狩猟地図の国土地理院許可年をみるかぎり、第9次の地図はすべて、現時点では違法な日本測地系で作成されていることと推測されます。移行期間における移行措置について考慮されているとはいえ、第10次計画の終了する平成24年3月31日までを新測地法への「移行期間」とすることはいかほど容認されると思えません。したがって、本案第七章一項の「基本方針」において、「測地法改正にともなう緯度経度の変更について」の対応方針を明確に示していただくとともに、もし現行法に照らして違法な「狩猟地図」を作成する予定があるならばただちにその方針を転換して、「世界測地系にもとづく狩猟地図」を作成していただき、また調査情報の各種メッシュ等も「世界測地系に基づくデータによって標準化された生息分布情報の標準化を図る」とともに、過去の標準化された情報と新基準による標準化された情報が第9次と第10次の間で異なることを明記し、さらに、過去の情報の変換にも努力することを本計画にもりこむことを希望いたします。</p> <p>また、愛知県が実施しているような、生息情報を広く県民にもとめるよびかけを三重県として実施する場合には、過去の緯度経度を行政が違法に用いることができないことを認識したうえで可能な限り正確な情報を寄せていただくようお願いする必要がありますと考えます。</p>	修正	<p>日本測地系から世界測地系のメッシュへの移行の問題は、三重県だけで対応するものでないと考え、環境省の対応状況を参考に世界測地系メッシュの移行を検討します。</p> <p>「ただし、緯度経度により、調査地点を確定させる場合は、世界測地系を使用する。」を追加します。</p>
29	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	<p>レッドデータブックを作りましたが、希少鳥獣の保護管理を意識を持ってどのように管理していくか具体的に計画を立てるべきです。先進的な県の取り組みを学ぶべきです。</p>	参考	<p>他県の状況を調査し今後の施策の参考とします。</p>

番号	項目	意見	対応区分	対応内容
30	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	鳥獣の棲息調査は全く不十分です。担当に専門知識を持った人を積極的に配置する体制になっていないと思います。また調査予算も貧弱で、野鳥の会などにカワウ等差し迫った種についてのみ調査を委託しているのが現状です。その結果棲息数が全県的に把握されている鳥獣は殆ど無いといってもいいでしょう。専門の調査会社はいくらでも存在します。適正な予算で詳しい調査をすべきでしょう。これは現在経済的に問題になっている種のみに限らず、広く行うべきです。	説明	自然科学の専門知識を有する県立博物館や環境情報学習センターの職員と連携を図ります。調査については、狩猟税を主な財源として限られた予算内で実施していますので、より効果的な調査ができるよう調査対象、実施方法等を検討します。
31	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	本案38頁～59頁において第十章第2項「鳥獣の区分と保護管理の考え方」が示されております。鳥獣の区分を(1)希少鳥獣、(2)狩猟鳥獣、(3)外来鳥獣等、(4)一般鳥獣の4区分とすることが「保護管理」上便利であることは認めますが、その上でなお、こうした区分を常に念頭においた分布情報にはかたよりが生じることも否定できないであろう。問題のある鳥獣だけ、あるいは希少価値のある鳥獣の分布が詳細に調べられる一方で、身近と思われる鳥獣や一般に知られていない鳥獣の情報はほとんど集まらないことが容易に予想できる。こうした「全鳥獣を対象とする全県を対象とした分布調査」を本計画に追加すること等を切望します。また、予算措置等の問題で上記調査の完全実施が不可能な場合でも、たとえば「全鳥獣保護区」における「全鳥獣の分布調査」あるいはさらに縮小した計画、たとえば「特別保護地区における全鳥獣の分布調査」などを「本計画実施期間内に実施する」ことに前向きな文言の追加を希望いたします。	説明	調査については、狩猟税を主な財源として限られた予算内で実施しています。全鳥獣を対象とした分布調査は、鳥獣保護区等の指定・管理等調査の中で、新規指定予定地、更新予定地のうち必要な地域で調査を予定しています。また、鳥獣保護事業計画による調査とは別に、鳥獣に限らず植物等を含め、分布情報の少ない地域について野生生物分布情報調査を実施しています。
32	鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項	外来種の放鳥獣の禁止、愛がん飼養のための違法捕獲の禁止、ヒナを拾わない、釣り糸・釣り針の回収など定期的に県民に周知させてください。また、近年、砂浜に植樹する学校・団体があり、砂浜に繁殖するシロチドリやウミガメに影響があることを知らせ、正しい鳥獣保護思想の普及を行ってください。	説明	今後もホームページや広報誌による鳥獣保護思想の普及を図ります。
33	鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項	博物館などの建設は多額の費用を要するので、鳥獣保護区等を利用した自然そのものを博物館(自然博物館)としてはどうでしょうか。	説明	現在も鳥獣の観察、保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要に応じ、身近な鳥獣生息地として鳥獣保護区の指定を行っています。

番号	項目	意見	対応区分	対応内容
34	鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項	教育関連機関や自然保護団体と連携し、小学校や中学校で自然学習を広く取り入れ、ビオトープなどを使った「自然全体の営みを考える」教育に力を注いでほしい。	参考	今後の政策の参考とします。
35	鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項	<p>現行の第9次鳥獣保護事業計画の終了する平成19年3月31日にほぼ半世紀にわたり三重県の鳥獣保護のシンボルともいえるカモシカをテーマとした「(財)日本カモシカセンター」が解散し、その活動を停止することとなりました。</p> <p>4月1日から、パブリックコメントをうけて修正された第10次鳥獣保護事業計画がスタートするわけですが、その事業案第49頁からの第八章第1項「鳥獣保護思想の普及」について民間の施設である同センターのはたしてきた役割は多大なものがあったと考えます。</p> <p>過去数次におよぶ環境省の「鳥獣保護事業計画の指針」においても、各自治体において「自然保護センター」の設立にむけて努力する方針がしめされていたと記憶します。</p> <p>今後の三重県において同センターの解散という苦い薬を将来の自然保護センターの設立等に生かしていただきたいと切に希望いたします。</p>	参考	今後の政策の参考とします。
36	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	<p>鳥獣保護員の活動についてP55年間計画のなかの愛がん飼養鳥の違法捕獲取締りで、期間が2～5月までとなっています。しかし、オオルリ目的の密猟が8月中旬頃まで行われているのが実状であり、今の実状に合わせ活動期間を8月まで延長してください。</p> <p>また、狩猟期とは別に、愛がん飼養の違法取締りを地区の事務所・警察と合同で行ってください。</p>	修正	<p>鳥獣保護員の年間活動計画で愛がん飼養鳥の違法取締りを現在の5月から8月まで延長します。</p> <p>現在も、鳥獣保護員、事務所及び警察合同の愛がん飼養の違法取締りを実施しており、今後も継続していきます。</p>
37	その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	近年、アライグマによる農林業への被害が増大しているというのですが、生態系の攪乱や被害が懸念される鳥獣の販売は規制すべきです。	説明	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、外来生物のうち生態系などに被害を及ぼすアライグマ、ヌートリア、ブラックバスなどが特定外来生物に指定され販売以外に飼育、移動なども制限されています。
38	その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	<p>「人為的に海外から導入された鳥獣」となっていますが意図的な導入以外にもペット逸走→定着など非意図的なものがありますので、導入ではなく人的影響による移入とか進入という語ではいかがでしょうか。</p> <p>あるいは、海外に限定せず、「本来の生息地以外の場所へ導入(移入)」としてはいかがでしょうか(ないとは思いますが、ヤクサル、キタキツネとか)</p>	説明	<p>国の基本的な指針の外来鳥獣と同様の表現としています。</p> <p>なお、国内で人為的に外部から導入された種についても保護管理の考え方は外来鳥獣に準じています。</p>

番号	項目	意見	対応区分	対応内容
39	その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	愛がん飼養目的の捕獲基準については定められていますが、使用許可そのもの(市町事務)については特に定めがありません。 第三者からのやむを得ない譲渡という形を取れば、法律上は一世帯で何羽でも飼養することができます。(不適正とする根拠がない) 飼養許可そのものについても何らかのガイドラインがあったほうがいいかもしれません。(Ex. 1世帯につき最大1つがいに限る、等)	説明	メジロの愛がん目的の捕獲については、国も認めている所であり、捕獲許可制度の徹底に努めるとともに、違法捕獲を取り締まることにより適正に飼養許可制度を運用します。
40	その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	愛がん飼養制度があるために、密猟がなくなりません。鳥インフルの関係で輸入鳥の流通がストップしているために近年密猟が増加傾向にあると聞いています。 愛がん飼養制度を廃止すれば、飼養していたら明らかに違法ということになり、ごまかす事ができません。 紀州のメジロは高値で売買され、その背景には鳴きあわせ会があると聞いています。1羽の良質のメジロを捕るのに、100羽のメジロが犠牲になるといわれています。 全国では愛がん飼養を認めない県が23あり、先頃鳥取県でも意見募集を行い認めない方針をだしました。三重県でも愛がん目的の飼養を認めないでください。	説明	メジロの愛がん目的の捕獲については、国も認めている所であり、捕獲許可制度の徹底に努めるとともに、違法捕獲を取り締まることにより適正に飼養許可制度を運用します。
41	その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	野鳥の飼養には全面的に反対です。	説明	メジロの愛がん目的の捕獲については、国も認めている所であり、捕獲許可制度の徹底に努めるとともに、違法捕獲を取り締まることにより適正に飼養許可制度を運用します。
42	その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	傷病鳥獣救護についてP62の図式は機能しているのでしょうか。行政は土日休業であり、ホームページにも対応できる窓口が記されていません。発見者は、困り果てて野鳥の会に問い合わせるケースが多々あります。図式ではボランティアドクターが登録されているようですが、情報公開されておらず会にリストもないため、地域の会員に連絡をとり対応しています。対応に苦慮するため、休日の窓口として博物館など公共施設で対応してください。	説明	休日、夜間等については、県の各庁舎(守衛室)に連絡をいただければ、鳥獣担当者に連絡する体制を整備しています。 傷病野生鳥獣救護獣医師の連絡先等については、個人情報保護の観点から公表は控えています。
43	その他	ヤマドリは、雌は狩猟鳥獣から外されていますが、三重県レッドデータ2005で準絶滅危惧種に選定され保護対策が必要なので、雄も狩猟対象から除外してください。	検討	生息数等の情報収集を行い必要に応じ捕獲禁止を検討します。
44	その他	シカ肉の需要拡大に努めてほしい。	検討	農林業の被害を減らすため、ニホンジカの捕獲数を増やす必要があることから、農業、食品関係部局と連携し、シカ肉等の有効利用について検討します。

番号	項目	意見	対応区分	対応内容
45	その他	<p>さて、本パブリックコメントの意見表明にあたり、第9次の事業計画をしらべるために「第10次鳥獣保護事業計画の策定に係る意見募集」のページの右上にある検索欄で「鳥獣保護事業計画」で検索したところ、58件の情報が三重県ホームページにありましたが、そのうちで、決定された事業計画そのものがみられるページは「第8次鳥獣保護事業計画」平成9年4月1日平成14年3月31日(5年間)[平成13年10月26日変更]の1件のみでした。第9次の計画については計画案の概要、計画(案)の全容については入手できましたが、本文は入手できませんでした。</p> <p>第10次計画(案)についても、本意見募集のために全文がダウンロードできるようになっているのですから、本案決定後には、決定された「第10次鳥獣保護事業計画 平成19年4月1日から平成24年3月31日まで(5年間)」については最低限、全文をPDFファイル等でオンラインで入手できるようよりはからい、可能な限り、過去の第9次事業計画等についても同様の措置を希望いたします。</p>	回答	第9次及び第10次鳥獣保護事業計画について全文がホームページから見ていただけるようにします。